

## 2. 第1次大戦当初の政策

### (1) 為替取組み難対策

#### 大戦勃発に伴う為替問題

第1次大戦の勃発とともにロンドンにおける各種の取引は停止されたが、イギリス政府の支払猶予令公布、イングランド銀行の特別割引制度実施に伴ってロンドン市場もやや落ち着きを取り戻した。一時、ロンドン向け為替の売買を手控えなければならなかった横浜正金銀行も、大正3年（1914年）8月15日から同地向け輸出為替の買入れを開始するとともに、輸入・送金為替の需要にも応ずることにした。しかし、大戦発生前に比べれば、ロンドン市場での資金調達が多かれ少なかれ困難になったことは容易に想像できよう。

アメリカ向け為替については大戦発生当初から少しも支障がなかったものの、9月の半ばごろになっても、「倫敦割引市場は未だ開始せず、紐育には割引市場なきが為手形の期日前に之を金にすること困難なるの故を以て資金の回収平常の如くなるを得ず」、また「米国よりの輸入為替に要する資金は……従前の如く之を倫敦より得るに非常の困難を感じつつ」<sup>(1)</sup>あった。米綿輸入資金の調達難はその好例であろう。

中国向け為替は、大戦勃発によりロンドンの銀塊取引が停止されたため相場の基準を失い、一時、取引中止の状態に陥った。8月10日から銀塊直物相場が立つに至ったので、対中国貿易は格別の支障もなく進めることができるようになったが、中国自体のヨーロッパ向け輸出が停止したためその輸入力が減退し、わが国の対中国貿易は減少を余儀なくされた。また、中国の対ヨーロッパ輸出の停止に伴い、従来日本および中国からのヨーロッパ向け輸出手形の買入れによって賄われていたインド綿輸入資金の調達が困難になった。

### 本行の施策

上述のような海外為替取組み上の困難に対処して、本行は横浜正金銀行と協議のうえ次の措置を講じた。<sup>(2)</sup>

イ、民間銀行・会社等の対外短期債務で支払い期限の接近しているもの（2000万～3000万円）は、できるだけ支払いの延期または借換えに努める。

ロ、国債・地方債の利子など必要やむをえない対外支払いは、本行の在外資金を利用して既定の支払場所で滞りなく行う。

ハ、輸出奨励と正貨補充のため、横浜正金銀行はできるだけ輸出為替の買入れに努める。

ニ、綿花その他必要物資の輸入資金は、それら物資の輸入先国に対する輸出代金によって賄うなどの方法をとる。

要するに、対外支払い資金は原則として輸出為替の買入れによって調達し、在外正貨をできるだけ温存しようという方針を取ったのであるが、大戦当初のロンドン市場閉鎖による同地横浜正金銀行支店の資金繰り難を放置しておくわけにはいかなかった。わが国の対ロンドン為替が全く途絶することになるだけでなく、ロンドンを決済中心地としていたわが国の貿易体制が崩壊してしまうおそれがあったからである。本行は8月前半に3回にわたり横浜正金銀行支店に対し緊急措置として本行在外正貨の預入（30万ポンド）および買戻条件付売却（60万ポンド）を実施した。<sup>(3)</sup>

一方、大戦発生当時、イギリスとアメリカに対し支払債務を有していた者は、外国為替取扱い銀行が送金に応じなかったため債務決済の方法に窮した。本行はその救済策として横浜正金銀行に対し、「後日必要とする相当英貨為替は日本銀行の在外正貨より売却すべきを以て、海外送金を急需せる向に対しては之に応諾す」るよう要請した。<sup>(4)</sup>これにこたえて横浜正金銀行がセールフレーザー商会・朝鮮銀行・日本興業銀行に売却したイギリス・アメリカ向け為替は合計35.5万ポンドに及んだが、11月21日、本行は横浜正金銀行に在外正貨9万ポンドを売却した。

このほか本行は、日本興業銀行がフランスで引受け募集した東洋拓殖株式会社社債の利子125万フランを送金することができず窮地に陥っていたので、同行に

## 2. 第1次大戦当初の政策

対し同利子相当額の在外正貨を売却した。また、日本興業銀行は外国銀行から借入金の返済を迫られて資金繰りに円滑を欠くに至ったので、12月14日、本行は同行の依頼に基づき100万円を限度として公債担保の特別融通（期間2か月）を行うことを承認した。

ちなみに、本行在外正貨は3年11月末には1億6090万円にまで減少し（7月末比1415万円減）、銀行券発行準備充当分を除いた在外正貨のゆとりは7061万円にすぎなくなった（同1895万円減）が、これを底にしてその後増勢に転じた。

- (1) 大正3年9月15日の時局救済策に関する政府発表（『銀行通信録』第58巻第348号、大正3年10月20日）20ページ。
- (2) 日本銀行臨時調査委員会「戦時ニ於ケル日本銀行ノ施設」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第22巻、大蔵省印刷局、昭和33年、所収）332～333ページ。
- (3) 同上、369ページ。
- (4) 同上、369ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。

## (2) 国内融資面の施策

### 本行の融資方針

大正3年（1914年）7月中は極めて閑散であった国内金融も翌8月に入るや様相を一変した。各種の季節的資金需要がかさんだ反面、春蘭関係の生糸資金貸出の回収が進まず、市中銀行の資金繰りが悪化してきたうえ、第1次大戦勃発の報に続いて、8月下旬に北浜銀行の支払い停止・名古屋地区3銀行の預金取付けなど不祥事件が発生したため、金融は数年来まれな「緊縮」状態を示し、金融界も「一種の戒厳令を布られたるやの観」を呈した<sup>(1)</sup>。翌9月、金融は小康状態を示すようになったが、経済の前途にはなお楽観を許さないものがあつた。市中銀行は引き続き嚴重な警戒態度をとり、金融逼迫の声を聞くことが少なくなかつた。

大戦の発生に伴う産業界の金融難は主として輸出の停滞に基づくものであつた。金融逼迫の救済要請に対して本行は、「営業上の取引として融通を与ふるの途ある場合……に於ては出来得る丈の便宜を図り融通を与へ」<sup>(2)</sup>ることにしたが、それは救済融資と呼ぶには程遠かつた。三島総裁も明言していたように、営業上の

取引として融通を与える道がある場合とは、「取引先銀行の資産信用の許す限度に於て安全確実にして適當の時機に於て容易に回収し得べしと認めらるる方法ある場合」をいい、「取引先銀行に於て其の責任を以て十分安全確実なりと思料し、貸出をなす場合に其の資金に不足する所ありて本行に援助を求むる場合に於て、其の安全確実なるを認めて始めて之に融通を与ふべき」ものであったからである。

明治末期以来の正貨危機を考えれば、「出来得る丈の便宜を図り融通を与へ」るとしてもおのずから限度があった。本行の最も重要な任務として正貨の擁護に最善の配慮を必要としていた当時、「兌換券の発行高を濫りに過度に膨脹せしむることは物価の騰貴を来し正貨の流出を招くこととなる」ので「慎みて之を避くこと極めて必要」であり、「貸出は本行資力の許す範囲内に於てせざるべからず」としたのは当然であろう。<sup>(3)</sup> 三島総裁は3年9月の本行支店長会議で次のように述べている。<sup>(4)</sup>

取引先銀行が特別の融通を求むる場合に於ては、先づ其の銀行をして出来得るだけ他の方面に於ても資金融通の途を講ぜしむることを努め、而して後其の足らざる部分に対して幾何かの融通を与ふることとせざるべからず、取引先銀行をして其の貸出をなす資金の全部を本行より供給を受くることを得べしといふが如き感想を抱かしめざるを必要とす、是れ今日の場合誠に止むを得ざる所なりとす

本行が上記のような融資方針をとったことにつき、世上では「日銀昨今の態度嚴重にして非常に貸渋る為め、自然市中銀行も融通を手控へざるを得ず<sup>(5)</sup>」と伝えられたが、9月6日、実業界出身議員50余名は協議会を開き、本行および特殊銀行に金融疎通措置をとらせるよう、政府に対し要請することを決議し、<sup>(6)</sup> また同月12日、東京商業会議所・衆議院議員実業団の「金融調節に関する実行委員」は首相・蔵相・農商務相を歴訪して、「日本銀行現今の営業方針に多少の手心を用ふる事」を陳情した。<sup>(7)</sup>

相次ぐ救済融資要請の声のなかで、一方では本行に対し、公定歩合の引上げを断行した上で、必要な信用供与を行うべきであるとの意見もなかったわけではなかった。<sup>(8)</sup> しかし、8月29日に本行正副総裁と商業会議所時局調査会委員とが金融問題について懇談した際、三島総裁は以下のように述べたといわれている。<sup>(9)</sup>

既に市中の金利が日銀の割引歩合以上に奔騰し、昨今同行〔日本銀行〕に資金供給を仰ぐもの頗る多く、二十九日への繰越に於ても一千二百万円と云ふ少なからざる制限外発行を示せるの有様にして、而も一般金融界の趨勢は前途必しも樂觀す可らざるものあるを以て、此際単に金融関係のみを以てすれば或は利率引上げの必要あるやも知れざれど、之れを経済界全般の事情に亘て考察すれば、将来は知らず少も今日に於ては未だ世評の如き利子引上げの意嚮を有せず

### 蚕糸業に対する特別融通

大戦勃発に伴う輸出途絶・価格低落によって著しい打撃を受けた生糸・羽二重・銅について、本行は従前から実施してきたこれら業種関係季節的貸出の増額ないし期限延長や、これら商品の手形割引担保品としての承認などによる特別融通措置を講じたが、蚕糸業の救済は政府も巻き込む大問題となった。それだけに、この問題に対処する本行の姿勢にはこの時点における前記の融資方針が端的に表われていた。

輸出停滞に伴う糸価の急落から苦境に陥った製糸業者と売込商は、生産調整をはじめ諸対策を熱心に企図した。大正3年8月10日、大日本蚕糸会は臨時大会を開き、「時局に応ずる為め政府に対し適當の処置を求むる事」等を決議<sup>(10)</sup>し、翌11日、同蚕糸会の会頭・理事は本行総裁を訪れ、製糸・養蚕業者に対し特に金融上の援助を与えるよう懇請した。この要請に対し本行は、「従来とても養蚕地方に於ける製糸資金の需要に対しては、予て取引ある銀行を通じて相當の特別融通を与へ来りしが、現今の如き場合に於ても此等取引銀行に於て安全なりと認むる方法に依り資金の融通を求めらるることあらば、隨時相當の資金を貸出すべきは平常と毫も異なる所なく、出来得る丈の便宜を与ふべき旨」を回答した<sup>(11)</sup>。本行は従来の「特別融通」のわくから大きく踏み出す意図のなかったことがうかがえる。

本行の特別措置により、第1次大戦勃発に伴う春繭資金貸出の回収難と夏秋繭仕入れ資金調達難の問題は一段落を告げたが、ヨーロッパ向け生糸輸出の大幅減少を主因として生糸相場は引き続き低落の一方に傾いた。このような情勢に、10

月19日から21日にかけて、長野県下製糸業者、横浜生糸問屋・貿易商、横浜蚕糸貿易商同業組合はそれぞれ会合を開いて善後策を協議したが、同月28日、大日本蚕糸会副会頭と委員4名は渋沢栄一を同道して本行を訪れ、生糸価格支持に要する資金4000万円の特別融通を要請した。その翌日の10月29日、三島総裁は日本勸業・日本興業・横浜正金・台湾・三井・三菱・第一・十五・第百・安田の各銀行代表者を本行に招き、大日本蚕糸会の特別融通に関する要望について懇談した。その結果、この要望に直接応ずることはできないが、蚕糸業者が最も苦慮している点は既往借入金の返済を急激に督促されることにあつたので、各銀行は「今日の場合好意を以て之に処し、営業上許す範囲に於て出来得るだけ延期其他の便宜を与ふべきこと」を申し合わせた。本行も「銀行其他に与へたる融通に付き同様の方針を採るべきこと」を言明したが、<sup>(12)</sup>それですべて問題が解決されたわけではない。

大日本蚕糸会は11月7日と8日にも臨時大会を開き、蚕糸業者を救済するに足る資金を適当な方法で支出するよう政府に要求することを決議した。<sup>(13)</sup>しかし、大日本蚕糸会委員は三島総裁と木村清四郎理事にその間の事情を説明したにとどまり、具体的方策に言及しなかった。本行も単にそれを聴取したにすぎず、本行の融資方針は10月29日の主要銀行との懇談会において言明した範囲を出なかった。

ちなみに、3年12月22日、政府は「蚕糸業救済ニ関スル法律案」を衆議院に提出した。また、戸水寛人衆議院議員等も「蚕糸業救済補償法案」を提出した。両法案とも、政府の損失補償による救済融資の促進を意図したものであったが、12月7日に開会された第35回帝国議会は同月25日に解散されたため、蚕糸業救済関係法案は成立するに至らず、翌4年3月20日、政府は生糸買入れ機関として帝国蚕糸会社を設立させ、その資本金700万円のうち500万円を出資した（4年5月21日、同社は解散を決議）。

なお本行は、大戦発生による輸出停滞の打撃を受けた生糸・羽二重・銅に対する特別融通のほか、農水産物と軍需品についても北海道拓殖銀行、台湾銀行などに対し特別融通を行った。

### 預金部保有国債の買入れ

以上のように本行は、大戦発生の影響で金融難に陥った各方面に対し、原則として、取引先銀行を通じ通常業務の範囲内においてできるだけ便宜を与えた。しかし、平素から取引銀行を持たない小工業者、あるいは確実な担保のない小工業者の中には、本行の支援を受ける道のないものが少なくなかった。このような小工業者は産業組合または農工銀行等に依存せざるをえなかったが、これらの機関も独力で小工業者の救済に当たすることはむずかしかった。このため政府は、預金部資金により勸業債券を引き受け、日本勸業銀行を通じて農工銀行・産業組合に資金を供給し、小工業者の救済に当たらせることにし、3年10月10日、勸業債券500万円の引受けを行った。もっとも、当時は郵便貯金の増勢鈍化から預金部の資金も不足勝ちであったので、政府は預金部保有の国債を本行に売却することになり、翌11月、本行は同国債500万円の買入れを行い政府の施策に協力した。

日本勸業銀行を通ずる預金部資金の放出により、地方小工業者を救済する道は開かれたが、都市小工業者にはその恩恵が及ばなかった。政府は預金部資金により興業債券も引き受け、日本興業銀行をして都市小工業者の救済に当たらせることにした。興業債券300万円の政府引受けは、勸業債券の引受けに先立つ9月18日に行われた。

- (1) 日本銀行「日本銀行調査月報」大正3年8月（前掲『日本金融史資料』明治大正編第20巻、昭和34年、所収）277ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (2) 前掲「戦時ニ於ケル日本銀行ノ施設」333ページ。
- (3) 大正3年9月14日の本行支店長会議における「総裁演説要領」（日本銀行保有資料『支店長会議書類』明治44年春季～大正5年秋季、所収）。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (4) 同上。
- (5) 『東京経済雑誌』第1765号（大正3年9月5日）雑報「金融と商工業」30ページ。
- (6) 上掲誌第1766号（大正3年9月12日）雑報「実業議員会の活動」32～33ページ、および同第1767号（大正3年9月19日）社説「戦時の正貨問題に関し朝野の誤謬を正す（第二）」5ページ。
- (7) 上掲誌、前掲第1767号、社説6～7ページ。
- (8) 『東洋経済新報』第681号（大正3年9月15日）社説「日銀は利上断行の要なきか」3

## 第4章 第1次大戦下の日本銀行

～5ページ。

- (9) 前掲『東京経済雑誌』第1765号、雑報「日銀利上問題」30ページ。
- (10) 上掲誌第1762号（大正3年8月15日）雑報「時局と蚕糸業」30～31ページ。
- (11) 前掲「戦時ニ於ケル日本銀行ノ施設」340ページ。
- (12) 同上、342ページ。
- (13) 『東京経済雑誌』第1775号（大正3年11月14日）資料「生糸の漸落」17ページ。

### (3) 正貨流出対策

#### 特別為替の売止め

第1次大戦の勃発とともに、在日外国銀行・商社等が債権を回収して正貨に換え、各本国に現送するのではないかと取りざたされたが、イギリスを除き参戦国の中央銀行はいずれも兌換を停止したことを見て、この際日本銀行も兌換を停止し、また金の輸出を禁止する必要があると主張する有力者もあった。本行も「如何なる程度まで金の取付を受くべきか更に見込立たず、実に寒心に堪へざるものあり」と考えていたが、<sup>(1)</sup>「本邦の事情は自ら歐洲諸国と異なるものあれば本行は暫時形勢を觀望することとし」、まずは「最善の手段を施して其濫出を防ぎ吸集充実に努めた」<sup>(2)</sup>。

本行は、3年（1914年）8月3日にロンドン代理店監督役に対し「我在外資金ノ保全ニ付テハ最善ノ顧慮ヲ払フヘキ旨」<sup>(3)</sup>訓電する一方、「特別為替」の売止めを行って在外正貨の減少を防いだ。すなわち、明治41年（1908年）1月以来、本行は国内正貨の流出を防止するため、特別為替と称して、外国に送金する必要のある為替銀行に対し本行保有の在外正貨を売却してきたが、大戦発生後、国債・地方債の元利金や政府保証債務の支払いなど必要やむをえないもの以外は、特別為替の売却をいっさい中止したのである。このため、従来特別為替を利用していた外国銀行等は正貨の現送によらなければならなくなったこともあって、外国銀行等からの兌換請求が一時多額に上った。本行は無制限にこれに応じたが、戦時海上輸送の危険や運賃の高騰などから正貨現送はそれほど進まず、3年8月～11月中の金貨・金地金流出超高は1359万円にとどまり、12月はわずかながらも（193



万円) 流入超となった。

一方、国内正貨補充のため内地産金の吸収に努めた。従来から本行は金の吸収を目的として、朝鮮・台湾・浪速各銀行に対し所要資金を無利子または低利で貸し付けていたが、3年12月16日、久原鋳業株式会社に対し、年額400万円以上の内地産金を本行に売却するという条件で125万円の無利子貸付を行った。

### 輸出為替買入れの奨励

本行は輸出奨励・正貨吸収を目的として、既に横浜正金銀行にできるだけ援助を与えて輸出為替の買入れに努めさせていたが、3年11月1日から、中国南部・南洋方面向け輸出の奨励と正貨吸収をはかるため、台湾銀行に対しても為替資金を供給することにした。これは、明治時代の中葉以降、為替金融面で本行からの特別の信用供与を独占的に享受してきた横浜正金銀行の地位に変化をもたらすものとして注目されるが、同行への為替資金の供給は次の二つの方式によった。

イ、台湾銀行の本邦各店で買入れた中国南部・南洋向け輸出手形の金額に相当する資金を同行に預入する(金利年3%、期間4か月)。

ロ、台湾銀行の内外各店で買入れたロンドン向け英貨表示の手形を引当てとして、同行東京支店がロンドン支店あてに振り出した一覽後30日払いの手形を本行が買入れる。

当初は台湾銀行に対する為替資金の預入額には別段の取決めはなかったが、大正4年10月27日に契約期限が到来した際、1年間累計2000万円まで預入することになり、同契約は5年8月5日、6年9月17日、7年10月1日に更新・継続された。

参考までに政府と本行の保有正貨合計残高についてみると(表2-1)、大戦発生後の3年8月から11月までの4か月間に2640万円減少したが、11月末を底にして増勢に転じた。翌4年に入っても、国債の利払い等多額の支払いに加えて、2月に鉄道証券を1000万円償還したにもかかわらず、保有正貨残高の増勢は続いた。一つには、大戦に伴う経済界の警戒と輸入難から輸入が大幅に減少したため、3年下期の貿易収支は6600万円の輸出超過となり、そのような傾向が4年春ごろまで続いたことによるが、本行の正貨擁護策も寄与するところがあったと思

われる。

表 2-1 正貨保有高

(単位：千円)

大正 年月日	日本銀行保有			政府保有 (在外)	特別資金 (在外)	合計
	内地	在外	計			
3. 7. 31	132,819	175,051	307,870	34,836	10,277	352,983
8. 29	132,034	166,001	298,035	37,455	10,130	345,620
9. 30	127,183	165,816	292,999	34,379	10,145	337,522
10. 30	123,462	166,053	289,515	32,385	9,448	331,348
11. 30	124,773	160,897	285,670	31,462	9,448	326,581
12. 31	128,510	163,207	291,717	39,954	9,448	341,119
4. 1. 30	131,042	165,893	296,935	46,236	9,208	352,378
2. 27	132,312	170,067	302,379	51,056	9,173	362,608
3. 31	127,945	178,952	306,897	57,602	9,188	373,687
4. 30	122,893	185,940	308,834	69,517	9,188	387,538
5. 31	121,318	192,928	314,248	82,148	9,188	405,583
6. 30	120,895	203,734	324,629	90,438	0	415,067

(出所) 日本銀行保有資料。

### 経済の不振沈衰

正貨危機に引き続く第1次大戦発生の打撃を受けて大正3年中のわが国経済は不振のうちに推移し、名目国民総生産は前年を5%以上も下回った(実質ではほぼ横ばい)と推定されている(ちなみに国民総生産が実質で前年比横ばいなし減少を示したと推定されている年はこれまでに何回かあるが、名目でこのように前年比大幅減少を示したと思われる年は明治20年代以降初めてのことと推定されている<sup>(4)</sup>)。大正4年2月に開かれた本行株主総会で三島総裁は、3年「下半季は歐洲戦乱の時局に際したるのみならず、米価の下落は益々急劇を加へ、一般商況の不振と金融業者の警戒とを以て終始せしが為め、特別融通資金の放出少からざりしに拘らず一般資金の需要は割合に少く」、年末の対民間貸出残高(外国為替貸付金を含む)は1億円を割って前年末比29.7%の減少を示し、兌換銀行券の「年末発行高は三億八千五百万円、即ち明治四十三年以来年末発行高としては曾て見ざる所の少額を以て越年せり」と述べているが、年間の銀行券平均発行残高では前年比5.8%の減少を示した。<sup>(5)</sup>

## 2. 第1次大戦当初の政策

もっとも、大戦勃発後時日の経過とともに海外における動揺も次第に収まり、わが国経済界も3年末までには小康状態を取り戻し、更年後は基調一変して次の局面へ初めは漸次に、次いで急速に移行していった。3年中の経済の沈衰が著しかっただけに、その後の経済発展は一層華やかに目に映るが、事態の急展開につれて多岐にわたる政策の発動をみることになる。

- (1) 大正4年4月の本行支店長会議における「総裁演説要領」(前掲『支店長会議書類』明治44年春季～大正5年秋季、所収)。
- (2) 前掲「戦時ニ於ケル日本銀行ノ施設」334ページおよび376ページ。
- (3) 日本銀行保有資料『倫敦代理店監督役往復書類綴』。
- (4) 大川一司『国民所得』(「長期経済統計」1) 東洋経済新報社、昭和49年、による。
- (5) 「大正三年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第11巻、昭和33年、所収) 284ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。